

平成 30 年度 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた
合理的配慮研究事業 成果報告書（Ⅰ）

実施機関名（三重県教育委員会）

1. 問題意識・提案背景

本県は、平成 27 年 3 月に三重県特別支援教育推進基本計画を策定し、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進している。あわせて、平成 28 年 3 月には、「みえ県民力ビジョン」「三重県教育ビジョン」を策定し、特別支援教育の推進を重要施策のひとつに位置づけ、各校で合理的配慮に基づく取組を進めている。

特に高等学校においては、発達障害の可能性のある生徒が 1.4%程度在籍している（平成 25 年度・県独自調査）と把握しており、早急に特別支援教育の体制を整備し適切な支援を実施していく必要があった。

これらの課題に対する取組のひとつとして、本県では平成 26 年度末より、中学校から高等学校への支援情報の引継ぎに取り組み、切れ目ない支援の実現に向けて力を入れている。平成 26 年度末に 56 件であった引継ぎ実績は、平成 29 年度末には 134 件となり、市町教育委員会や中学校の協力を得ながら着実に取組が進んでいる。引き継がれた支援情報は、発達障害支援員（学校間連携コーディネーターのこと）が巡回相談によって確認し、入学直後からの継続した支援につなげている。この点において、心理検査の実施や個別の指導計画等の作成について指導・助言を行う発達障害支援員の果たす役割は極めて重要である。

進学期において、中学校から高等学校へ支援情報を引継ぐ仕組みを促進させるとともに、高等学校在学中に適切な合理的配慮を提供することが高等学校の体制整備として不可欠であると考えられる。

2. 目的・目標

発達障害のある生徒は、認知面、対人面等に支障をきたすことが多く、学習活動や集団活動等で様々な困難に至ってしまうことが考えられる。生徒一人ひとりの特性に応じた支援を進めるためには、個別の実態把握に基づいた合理的配慮の検討と提供が不可欠である。

このことについて、県教育委員会では、いわゆる障害者差別解消法に係る対応要領を平成 28 年度に策定し、合理的配慮の提供について教職員への周知を図ってきたところである。

そこで、本事業を活用し、多様な生徒の特性に応じた合理的配慮の提供について拠点校を指定して実践を行う。拠点校は、2019 年度から通級による指導を開始する高等学校として、県内の発達障害支援のモデルとなるよう研究を進めるものとする。

拠点校では、校内委員会のメンバーに発達障害支援員を加え、生徒の実態把握のためのチェックシートを作成してモデル校の全教員が、発達障害のある生徒の実態把握と支援の方法等について協議できる校内体制を整える。さらに、近隣大学の専門家の助言を得て、合理的配慮の提供内容や、対象の生徒が障害による学習上又は生活上の困難を克服するためのプログラム等を整えることについても研究を行う。

また、県教育委員会としては、拠点校をはじめとした県内各高等学校で実践される合理的配慮の提供に係る事例について情報交換する機会を設け、その考え方や取組事例等を高等学校の担当者が共有することで、高等学校教員の発達障害支援に対する理解と専門性の向上をねらうものとする。

3. 主な成果

(1) 「合理的配慮事例情報交換会」の開催

本県では、発達障害支援員を本事業の拠点校を含めた県内の高等学校3校に1名ずつ配置し、県内の他の高等学校の要請に応じて巡回訪問している。発達障害をはじめとした特別な支援が必要な生徒への合理的配慮の提供については、発達障害支援員と各校が連携して検討している。具体的には、生徒の観察や本人・保護者との面談、また心理検査の実施、個別の指導計画の作成支援等を行うことで、生徒の特性に応じた合理的配慮の提供内容について助言できる仕組みをつくっている。

今年度、発達障害支援員（3名）、拠点校担当者（1名）、県教育委員会担当者（2名）、それに発達障害支援員スーパーバイザー（1名）を加え、「合理的配慮事例情報交換会」を年間7回開催した。各高等学校の合理的配慮の提供事例について発達障害支援員同士が情報交換し、それぞれが対応しているケースの進捗状況や支援の方向性などを互いに確認することで、より適切な支援を提供することにつながり、多くの事例を蓄積することができた。

(2) 「高等学校特別支援教育コーディネーター会議」の開催

高等学校教員の研修会として高等学校特別支援教育コーディネーター会議を開催（年間計3回開催）した。第1回の同会議（5月）では、各校から合理的配慮対応事例（59事例）を持ち寄った。対応した事例の内訳として、以下の障害種が挙げられた。

・発達障害	33例	情緒障害	6例
・知的障害	2例	肢体不自由	6例
・視覚障害	6例	聴覚障害	1例
・病弱	4例	その他	1例

ここでは、提供に至るまでの本人・保護者との相談プロセスや現在の校内での支援状況、今後の配慮内容の見直しなど、さまざまな角度から校内支援体制について協議し、各校の担当者がその考え方や適切な対応の仕方について確認することができた。

参加者から出された主な意見を以下に挙げる。

- ・学校における合理的配慮の提供には、本人・保護者との丁寧な対話が必要である。
- ・提供内容を検討する上で、中学校までの支援内容を把握していることは大変重要である。
- ・校内教員の特別支援教育への意識が高まった。
- ・申し出全てに応じることはできなかったが、代替案を提示することで合意が得られた。
- ・該当生徒に関わる全ての教員の理解が必要であり、同時に周りの生徒への説明も大切である。
- ・障害の状態が変われば配慮の内容も変わり、その都度の見直しが必要となる。

第3回の同会議（1月）では、中学校から高等学校への進学期に支援情報の引継ぎを行うことで、早期からの切れ目ない支援が継続されるよう共通理解を図った。引継ぎは、生徒本人・保護者の合意のもと、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテ※（個別カルテのこと）の活用についてもその効果を確認し、各校の年度初めの準備について確認した。

※：「パーソナルカルテ」：本人および保護者が必要な情報（生育歴等）を記入して作成するファイル。日常的な管理も本人・保護者が行い、学校や関係機関等から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を追加して綴じ込んでいくファイル形式のもの。

(3) 先進地視察の実施

先進地視察として、長野県箕輪進修高等学校を訪問し、合理的配慮の提供と通級による指導の実践を視察した。特別支援学校の教員を交えて校内の発達障害支援をリードし、個別対応及び通級による指導を効果的に展開している点は、本県の特別支援教育の推進を考える上で参考となった。

(4) 拠点校の研究実践報告

高等学校の教員には、上記、「高等学校特別支援教育コーディネーター会議」の中で拠点校での研究状況や次年度から開始する高等学校における通級による指導に係る準備等について報告を行ってきた。市町教育委員会をはじめとしたその他の教育機関へ広く本事業の取組を周知する機会として「特別支援教育研究実践報告会」を開催した。特に拠点校が中心的に研究を進めた実態把握のためのチェックシートとその活用方法、また合理的配慮の提供に至るまでの本人・保護者との相談プロセスについて詳細に報告した。チェックシートについては、成果物として参加者に資料提供することで、今後、県内各地での活用が期待できるものとなった。

さらに、研究のために購入した教材・教具は、県内の各学校が自由に閲覧し発達障害支援に活用できるよう「教材ライブラリー」として整備できたことも成果のひとつとなった。

4. 拠点校における取組概要

① 発達障害の可能性のある児童生徒のつまずきや困難な状況の認識・理解及び、適切な実態把握による合理的配慮の提供に関する研究

(イ) 通常の学級担当教員が児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を効果的に活用し、合理的配慮の実践を行う研究

<生徒の実態把握の方法>

拠点校の具体的な取組として、生徒の実態を正確に把握するためのチェックシートの作成と活用に取り組んだ。(資料参照)作成にあたっては、県内高等学校の発達障害支援の状況を熟知する発達障害支援員の助言を受けながら必要なチェック項目を検討し、校内委員会に提案した。チェック項目には、日常生活の中の対人関係やコミュニケーション面、また学習面等でのつまずきや困難さについての観点を設け、支援の方法や配慮の内容が明確になるようにした。

その後、チェックシートの目的や内容について校内で共通理解を図ったのち、学級担任、各教科担任や養護教諭等も含めた全教員でチェックシートを用いた実態把握を行った。個々の合理的配慮の内容や困難さを克服するための指導方法については、先進校の取組に学んだり、大学の専門家（皇學館大学教授）を合理的配慮検討委員会の委員として招聘し助言を受けたりして具体的な検討を行った。検討された合理的配慮の内容については、本人および保護者と面談し、PDCAサイクルによる点検と見直しを大切にして進めた。

<個別プログラムの研究>

学習面や生活面における配慮内容の検討だけでなく、該当生徒のつまづきや困難さの改善・克服のためのプログラムについても検討し、必要に応じて放課後や長期休業中に小集団によるソーシャルスキルトレーニングを実施した。大学の専門家（皇學館大学教授）から、該当生徒のつまづきや困難さを改善・克服するため「ヨガ」や「ストレッチ」などの内容を取り入れた個別プログラムを提案していただいた。これにより協調運動を円滑にし、身体バランスを向上させていきたいと考え、放課後の時間帯を利用して行った個別指導（希望生徒を集めて指導しているソーシャルスキル・トレーニング学習・計 8 回実施）の中で試験的に実施した。これらの活動に取り組んだ結果、発達障害によるつまづきや困難さが改善され、また自尊感情が高まることで、学習面、生活面で意欲の向上につながった生徒があったことは大きな成果といえる。来年度より開始する通級による指導のプログラムを導入することを考えている。

<新入生徒に対する取組>

新入生徒のうち、特別な支援が必要な生徒については、3 月の合格発表後から入学までの期間に実施する中学校からの引継ぎによって支援情報が共有される。高等学校に入ってくる情報の引継ぎルートは、本人・保護者の同意を得た内容について、出身中学校から引き継がれるものと、高等学校入学後、パーソナルカルテ（個別カルテのこと）などの資料によって直接保護者から引き継がれるものの 2 ルートがある。この点において、個別の指導計画等の作成と連動させた情報引継ぎツールであるパーソナルカルテの活用は早期からの切れ目ない支援の継続にとって大変重要な意味を持ち、適切なアセスメントに基づく支援の前提となっている。

<通級による指導の開始に向けて>

拠点校では、これらの取組と並行して来年度から予定している通級による指導の開始を視野に入れ、ソーシャルスキルトレーニングなどに取り組んでいる生徒とその保護者を中心に、通級による指導によって期待できる効果等を説明した。学校生活において本人が合理的配慮の提供を受けただけでなく、自身の特性を理解し、困難さの改善・克服するための指導があることに期待を持っていることを本人・保護者の思いとして知ることができた。本事業を活用して、生徒の適切な実態把握の方法について全職員で取り組み、さらに、個々の合理的配慮の提供内容とつまづきや困難さを克服するプログラムについて検討を行うことで、次年度からの通級による指導の実施に向けての校内体制が整備できた。加えて、教員の発達障害支援に対する理解と意識が向上したことは、大きな成果となった。

【チェックシート 担任用】

担任用			I											II													
			学習			特性								対人関係				コミュニケーション									
			1	2	合計	3	4	5	6	7	8	9	10	11	合計	12	13	14	15	16	合計	17	18	19			
クラス	生徒名	記入者	一斉の指示が通りにくい	私語が多い		時間・期限を守れない	配布物などをすぐなくす	落ち着きがない、頻繁に席を立つ	話の途中に割り込む	急な予定変更があると混乱する	ルール・順序を守らない	こだわりがある	感情の起伏が激しい	集会などが苦手		トラブルをよく起こす	友だち関係が極端に乏しい	攻撃的な言動が目立つ	反社会的な行動が目立つ	ネガティブな発言が目立つ		ベア・グループ学習などが苦手	会話が一方的で発展しない	チック・緘黙傾向		合計	全体合計
				0									0						0						0	0	
				0									0						0						0	0	
				0									0						0						0	0	
				0									0						0						0	0	
				0									0						0						0	0	
				0									0						0						0	0	
				0									0						0						0	0	
				0									0						0						0	0	
				0									0						0						0	0	
				0									0						0						0	0	
				0									0						0						0	0	
				0									0						0						0	0	
				0									0						0						0	0	
				0									0						0						0	0	
				0									0						0						0	0	
				0									0						0						0	0	
				0									0						0						0	0	
				0									0						0						0	0	

チェック項目以外に気になる点がある生徒に関しては、下段の枠内に文章で記入してください。

【チェックシート 教科・養護・司書用】

教科・養護・司書用				I 授業・学習面							II 特性							対人関係					コミュニケーション			合計		
				1 一斉の指示が通りにくい	2 故意に指示に従わない	3 ぼんやりしたり眠ることが多い	4 私語が多い	5 読みに困難	6 書くことに困難	7 計算に困難	合計	8 時間・期限を守れない	9 配布物などをすぐなくす	10 落ち着きがない、頻繁に席を立つ	11 話の途中で割り込む	12 ルール・順序を守らない	13 こだわりがある	14 感情の起伏が激しい	合計	15 トラブルをよく起こす	16 友だち関係が極端に乏しい	17 攻撃的な言動が目立つ	18 反社会的な行動が目立つ	22 ネガティブな発言が目立つ	合計		19 ベア・グループ学習などが苦手	20 会話が一方的で発展しない
クラス	生徒名	科目名	記入者																									
								0							0							0				0	0	
								0							0							0				0	0	
								0							0							0				0	0	
								0							0							0				0	0	
								0							0							0				0	0	
								0							0							0				0	0	
								0							0							0				0	0	
								0							0							0				0	0	
								0							0							0				0	0	
								0							0							0				0	0	
								0							0							0				0	0	
								0							0							0				0	0	
								0							0							0				0	0	
								0							0							0				0	0	
								0							0							0				0	0	
								0							0							0				0	0	
								0							0							0				0	0	
								0							0							0				0	0	
								0							0							0				0	0	
								0							0							0				0	0	
								0							0							0				0	0	
								0							0							0				0	0	
								0							0							0				0	0	

チェック項目以外に気になる点がある生徒に関しては、下段の枠内に文章で記入してください。

5. 今後の課題と対応

(1) 現状と課題について

高等学校を拠点校として、生徒の実態把握の方法から合理的配慮の提供に至るまでのプロセスについて研究を行った。さらに、高等学校における通級による指導の開始を踏まえて、個々の生徒のつまずきや困難さを克服するためのプログラムについて研究した。これら拠点校における一連の取組を県内の教育関係者に発信することで、小・中・高等学校及び特別支援学校が校種を超えた特別支援教育の推進につなげることができたと考えている。

平成 30 年度に本県が独自に行った調査では、高等学校に在籍する生徒のうち、発達障害の診断を受けている、または、発達障害の可能性のある生徒は 1.8%程度在籍していると把握した。平成 25 年度に実施した同内容の調査では、およそ 1.4%であったことから、該当生徒の割合は高くなってきている。

また、高等学校における特別支援教育について、専門的な知識を有する外部専門家と各高等学校が連携することは、より正確なアセスメントと適切な支援の提供を可能とし、学校としての支援体制を強化することになるため、本県においては、発達障害支援員に対するニーズは高い。

さらに、2019 年度から本県においても高等学校で通級による指導が実施されることから、特に「発達障害支援」をキーワードとした取組が今後も必要となる。県内の小・中・高等学校及び特別支援学校のネットワークづくりを強化し、校種によらず、どの学校においても等質の発達障害支援を継続的に提供できるよう、小・中・高等学校で一貫した指導ができる教員の育成に取り組む必要がある。

(2) 今後の対応

これらの現状や課題を踏まえ、2019 年度においては、以下の内容に重点的に取り組み、本県の特別支援教育の推進を図ることとする。

①発達障害支援に係る教員の専門性の向上と人材の育成

高等学校および小・中学校の通級による指導担当教員の他、県内特別支援学校の全ての特別支援教育コーディネーターを対象とした発達障害のある児童生徒への指導と支援に係る研修講座を通年で開催し、どの学校においても等質な支援が提供できるよう講座構築する。

②中学校から高等学校への支援情報の引継ぎの促進

特別な支援を必要とする生徒への切れ目ない支援を継続するため、「中学校から高等学校への支援情報の引継ぎ実施要項」にそってパーソナルカルテ等を活用した中学校から高等学校への支援情報の引継ぎを促進する。

③高等学校における発達障害支援の充実

特別支援教育の専門家である発達障害支援員を県内に配置し各高等学校を巡回する。また、「発達障害支援情報交換会」を定期開催することで、高等学校への引継ぎ状況や入学後の支援状況について学校をサポートする専門家相互の情報共有の場を保障する。

6. 拠点校について

(高等学校)

拠点校名：三重県立伊勢まなび高等学校												
課程	学科	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		生徒数	学級数	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数			
全日制												
定時制	普通科	41	3	32	3	26	3	18	2			
	ものづくり工学科	7	1	3	1	6	1	3	1			
通級による指導 (対象者数)												
	校長	副校長 ・教頭	主任教諭 指導教諭	教諭	養育教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	2		30	2		4	5	1	1	9	54

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：2

※通級による指導の対象としている障害種：自閉症、情緒障害、学習障害、
注意欠陥多動性障害

7. 問い合わせ先

組織名：

- (1) 担当部署 三重県教育委員会事務局特別支援教育課
- (2) 所在地 三重県津市広明町13
- (3) 電話番号 059-224-2961
- (4) FAX番号 059-224-3023
- (5) メールアドレス shienkyo@pref.mie.lg.jp